

契約締結前の書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です)

この書面をよくお読みください

商号 Prince-King 株式会社
住所 〒860-0844 熊本県熊本市中央区水道町1番23号
加地ビル2F
Tel 096-321-7100

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号： 九州財務局長(金商) 第12号

○ 当社と取り交わす投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った結果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

○ 会員の種別について

当社と「プラウド銘柄サービス」を利用するお客様は、次のとおり、その種類が区別されます。

会員の種類の区別によって、当社が提供する「プラウド銘柄サービス」における売買判断の助言の内容、方法、回数、範囲等が異なることはありません。また、一般会員Aを除いた他の会員は、スクールの講座を受講することができます。

(1) 一般会員A

クラブ会員でない者で、「プラウド銘柄サービス」の利用のみの権利を有する者

(2) 一般会員B

クラブ会員でない者で、「プラウド銘柄サービス」の利用とともに、所定の

講座を受講する権利を有する者

(3) クラブ会員

Prince King 投資カレッジもしくはソラーレアカデミー、あるいは当社が開校していたコージュ株式スクールの所定の講座を修了し、講座修了者が加入するクラブに属する者

(4) プレミアム会員

クラブ会員のうち、PKO メソッド講座の受講を修了または受講申込を行った会員あるいは当社が開校していた「コージュ株式スクール」が開催した所定の講座を受講した者

<p>○ 投資顧問契約による報酬</p> <p>投資顧問契約により、株式の分析又はこれらの価値に基づく投資判断に関し、助言の方法等欄に従い、助言を行い、お客様から次の報酬額欄の助言報酬をいただきます。</p>		
会員区分	報酬額 (税込み)	助言の方法等
一般会員 A	入会金 33,000 円 月会費 33,000 円	原則、毎月銘柄を選定いたします。 *市場状況等を見て、投資対象としての確なものがないと当社が判断する場合がございます。
一般会員 B	入会金 49,500 円 月会費 49,500 円 (次年度(2年目)以降月会費 38,500 円)	『プラウド銘柄』当社専用クラウドサービスにて、売買サインを開示する。 (毎営業日)
クラブ会員	入会金 0 円 月会費 27,500 円	『プラウド銘柄解説会』にて投資判断等の解説を行う。
プレミアム会員	入会金 0 円 月会費 22,000 円	『プラウド銘柄』の売買チャンスと判断された場合、Eメールにて投資助言を行う。 助言の時間は原則 14:30~18:00 の間に助言メールを発信します。但し、プロバイダーその他の通信環境あるいは甲の事情等、当社の帰責事由によらない事由を原因として、投資助言に関する Eメールが延着あるいは不着となることについて、当社は責任を負いません。
<p>注：『プラウド銘柄解説会』においても、当社専用クラウドサービスにて動画配信いたします。</p>		

○ 助言報酬等の支払い時期、方法

会費は前払いとし、前月末までにご登録の銀行からの引き落とし、もしくはご登録のクレジット決済とさせていただきます。ただし、契約初月分に関しては、契約締結時に現金、もしくはクレジット決済にてお支払いいただきます。なお、一括でのお支払いを希望される場合は、契約締結時及び更新時に契約期間（1年分）の月会費全額を現金またはクレジット利用あるいは振込にてお支払いいただきます。契約はお客様からの解約のお申し出がない場合、1年ごとに自動更新されます。

○ 有価証券等に係るリスク

投資顧問契約により、助言する有価証券等についてのリスクは、次の通りです。

① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込む場合やその全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

③ 市場リスク

市場全体の相場環境により、投資元本を割り込むことがあります。

④ 執行リスク

注文はお客様ご本人の責任において、執行して頂きます。

そのため、注文執行の際の遅速により、約定価格の相違が発生することが考えられ、投資元本を割り込むことがあります。

- クーリング・オフの適用、同期間経過後の解除
この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。
- (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除
- ① お客様は、契約締結時の書面を受領された日から起算して10日を経過するまでの間、書面又は電磁的方法による申し出で投資顧問契約の解除を行うことができます。
 - ② 契約の解除日は、お客様がその書面又は電磁的記録媒体を発した日となります。
 - ③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
契約解除日までの報酬は不要とし、前払いされた入会金及び月会費は全額返還いたします。
 - ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。
- (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除
クーリング・オフ期間経過後は、契約解除希望日の1週間前までに書面又は電磁的方法による申し出で契約を解除できます。その場合、前払いされた月会費は、日割りにより計算された残額を返済いたします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金および手数料等はいただきません。

○ 租税の概要

お客様が有価証券売買取引される際、売買による利益は、個人のお客様は雑所得として申告分離課税の対象となり、法人のお客様は益金として通常の法人税率により課税されます。反対売買等により、毎年1月～12月までの間に確定した損益を通算して、利益となった場合には、利益の合計額から必要経費を控除した額が課税対象になります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

○ 投資助言契約終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- (1) 契約期間の満了(契約を更新する場合を除きます)
- (2) クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面又は電磁的方法による契約の解除の申し出があったとき。(詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください)
- (3) 当社が、投資助言業を廃業したとき
- (4) その他、当社の提供する投資助言サービスをお客様が利用するのは不

適当と当社が判断したとき

○ 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) 当社が投資助言業務に関して、お客様を相手方として、またはお客様のために以下の行為を行うこと。

- ① 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ② 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ③ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

④ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

(2) 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、当社の行う投資助言業務に関して、お客様から金銭もしくは有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者にお客様の金銭、有価証券を預託させること

(3) 当社及び当社と密接な関係にある者が、投資助言業務に関して、お客様に対し金銭もしくは有価証券を貸付け、又はお客様への第三者による金銭もしくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ、代理を行うこと

会社の概要

- | | | | |
|---|-------------------|------------|----------------------|
| 1 | 資 本 金 | 300 万円 | |
| 2 | 役 員 の 氏 名 | 代表取締役 井手広司 | 取締役 井手太星
取締役 井手寿子 |
| 3 | 主 要 株 主 | 井手 広司 | |
| 4 | 分析者・投資判断者 | 井手 広司 | 井手 太星 |
| 5 | 助 言 者 | 井手 広司 | 井手 太星 |
| 6 | 当社への連絡方法及び苦情等の申出先 | | |

以下の電話番号、E メールアドレスにご連絡ください。

電話番号 096-321-7100

E メールアドレス info@prince-king.co.jp

7 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、九州財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

8 当社の苦情処理措置について

- (1) 当社は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記6の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

- (2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住 所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13

電 話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

9 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご紹介ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出

- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

10 当社が行う業務

当社は、投資助言葉の他に、ソラーレアカデミー（株式スクール業、動画・画像編集スクール業、起業家育成スクール業）を運営しています。

以上